

# 宇都宮市で排水設備工事の事業を営むには

■「排水指定工事店」になるための指定要件は次のとおりです。

宇都宮市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（一部抜粋）

（指定工事店の要件）

第3条 指定工事店は、次の各号のいずれにも適合している者でなければならない。

- （1） 責任技術者が1人以上専属していること。
- （2） 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材（以下「設備等」という。）を有していること。
- （3） 栃木県内に営業所があること。
- （4） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 責任技術者であった者で、下水道法（昭和33年法律第79号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は条例第33条の規定により過料の処分を受けた日から2年を経過しない者

ウ 第11条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務について不正又は不誠実な行為を行う恐れがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

- 2 第11条の規定により指定を取り消された者が法人である場合において、当該法人の役員は、当該取消しの日から2年を経過するまでの間は、個人又は別の法人の役員として指定工事店の指定を受けることができない。

以上の要件を確認のうえ、必要な書類をそろえて、下記に申請してください。

※指定手数料は12,000円です。

※指定の有効期間は、指定の日から起算して5年を経過しない年の8月31日となります。

※本市では、施工技術や安全管理、市民への対応等の向上を図るため、全ての事業者を対象に、毎年、事務連絡会を実施しております。詳細につきましては、年度ごとに通知いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

問い合わせ・連絡先

宇都宮市上下水道局工事受付センター

〒320-8543 宇都宮市河原町1-41

TEL 028 (633) 3164

FAX 028 (633) 3427

## ■提出書類及び記載事項

1. 排水設備指定工事店指定申請書 [様式第1号]
  - ・法人の場合は，登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）を添付
  - ・個人の場合は，住民票記載事項証明書（原本）または住民票の写し（原本）を添付
2. 営業所の平面図及び付近見取図 [様式第2号]
  - ・営業所の写真（看板入り全景，事務室，資材倉庫等）を添付
3. 専属責任技術者名簿 [様式第3号]
  - ・栃木県下水道排水設備指定工事責任技術者証の写し
  - ・責任技術者の雇用関係を証する書類（事業者が記載された健康保険被保険者証等）
4. 実務経歴書 [様式第4号]
5. 誓約書 [様式第5号]
  - ※ 下記のア～カに該当していないことを誓約すること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 責任技術者であった者で，下水道法（昭和33年法律第79号）に違反して，刑に処せられ，その執行を終わり，若しくは執行を受けることがなくなった日又は条例第33条の規定により過料の処分を受けた日から2年を経過しない者
  - ウ 第11条の規定により指定を取り消され，その取消しの日から2年を経過しない者
  - エ その業務について不正又は不誠実な行為を行う恐れがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
  - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - カ 法人であって，その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
6. 機械器具調書 [様式第6号]
  - 下記の①～④を所持している旨を詳細に記すこと。
  - ①バックホー，ランマー等の土木工事に必要な機械器具
  - ②サンダー，パイプソー等の管の切断接合に必要な機械器具
  - ③水平器，オートレベル等の傾斜を測る機械器具
  - ④2tダンプ，軽トラック等の運搬車両など
  - ※調書に記入したすべての機械器具の写真を添付

## ■排水設備指定工事店登録の手続きの流れ

